

2025年5月29日 策定

2026年4月 9日 改訂

藤沢市教育委員会

いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針

Ⅰ 公表方針策定の趣旨

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項に基づくいじめ重大事態事案に係る調査は、対象児童生徒（いじめの被害を受けた疑いのある児童生徒を指す。）の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とした調査です。

その調査の調査報告書を公表することについては、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省・令和6年8月改訂版）において、公表することで、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる一方、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならないとされています。また、公表するか否かについては、学校の設置者（※）及び学校として、事案の重大性、対象児童生徒またはその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものである一方、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。

また、同ガイドラインにおいて、対象児童生徒またはその保護者は、調査報告書に対する所見書を作成することができ、この所見書は、調査結果を市長に報告する際、調査報告書とあわせて報告されるものとされています。この趣旨は、対象児童生徒側の気持ちや意見を、学校、教育委員会、市が受け止めることにあります。

そこで、藤沢市教育委員会は、以上の点を考慮し、いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表について、次のとおり、方針を策定することとします。

※ 公立学校における「学校の設置者」は、学校を設置する地方公共団体ですが、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおける「学校の設置者」とは、公立学校の場合、教育委員会を指します（いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定・最終改定 平成29年3月14日）による。）。

2 公表方針

(1) 調査報告書の公表

原則、公表します。もっとも、対象児童生徒またはその保護者の意向により、公表しない場合もあります。

調査報告書を公表する場合、調査の目的、個人情報やプライバシーの保護及び市民にわかりやすく伝える観点から、調査報告書（全体版）を基に公表版（事案ごとに形式・内容は異なる。）を作成し、これを公表するものとします。

(2) 所見書の公表

本公表方針策定の趣旨及び調査報告書の公表版の内容に照らし、原則、所見書は公表しないものとします。

(3) 公表の方法

公表する場合、藤沢市ホームページにおいて公表するものとします。

(4) 公表する期間

公表する場合、公表する期間は原則、6か月間とします。ただし、公表期間内であっても、対象児童生徒もしくはその保護者から公表中止の申し出があった場合、または、その他公表の継続が困難となるような事情が発生した場合、藤沢市教育委員会の判断で公表の中止ができるものとします。

以 上